

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十九の二 (略)</p> <p>十九の三 <u>設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</u></p> <p>十九の三の二 <u>設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</u></p> <p>十九の三の三 <u>設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</u></p> <p>十九の四 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の五〜六十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十九の二 (略)</p> <p>十九の三 <u>五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三三〇MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</u></p> <p>十九の三の二 <u>五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</u></p> <p>十九の四 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の五〜六十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> | <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> |

- (1)・(2) (略)
 (3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

| | | | |
|--------|-------------------|-----|-------------|
| 置装一 | | | 四 特定無線設備の種別 |
| 二 試験項目 | | (略) | |
| 三 測定器等 | | | |
| | 線無の二の三の号九十第項一第条二第 | | |
| | 線無の三の三の号九十第項一第条二第 | | |

- (1)・(2) (同上)
 (3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

| | | | |
|--------|-------------------|------|-------------|
| 置装一 | | | 四 特定無線設備の種別 |
| 二 試験項目 | | (同上) | |
| 三 測定器等 | | | |
| | 線無の二の三の号九十第項一第条二第 | | |
| | | | (同上) |

| | | | | | | |
|-----|---------------------------|---|-----|---|-----|-----|
| 信 送 | 搬送波電力 | 低周波発振器 スペクトル分析器 | (略) | | | (略) |
| | プレエンファシス特性 | 低周波発振器 直線検波器 | (略) | | | (略) |
| | 変調度 | 直線検波器又は 変調度計 | (略) | | | (略) |
| | 周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度 | 低周波発振器 直線検波器又は 変調度計 | (略) | | | (略) |
| | 比吸収率 | 比吸収率測定装置 | (略) | | | (略) |
| | 空中線電力 | 電力計、電界強度 測定器又はスペ クトル分析器 | (略) | ○ | ○ | (略) |
| | スプリアス発射 又は不要発射の 強度 | 低周波発振器、ス プリアス電力計 又はスペクトル 分析器 | (略) | ○ | ○ | (略) |
| | 占有周波数帯幅 | 疑似音声発生器 又は疑似信号発 生器バンドメー ター又はスペク トル分析器 | (略) | ○ | ○ | (略) |
| 周波数 | 周波数計又はス ペクトル分析器 | (略) | ○ | ○ | (略) | |
| | | | | | 備 設 | |
| | | | | | 備 設 | |

| | | | | | | |
|-----|---------------------------|---|------|---|------|------|
| 信 送 | 搬送波電力 | 低周波発振器 スペクトル分析器 | (同上) | | | (同上) |
| | プレエンファシス特性 | 低周波発振器 直線検波器 | (同上) | | | (同上) |
| | 変調度 | 直線検波器又は 変調度計 | (同上) | | | (同上) |
| | 周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度 | 低周波発振器 直線検波器又は 変調度計 | (同上) | | | (同上) |
| | 比吸収率 | 比吸収率測定装置 | (同上) | | | (同上) |
| | 空中線電力 | 電力計、電界強度 測定器又はスペ クトル分析器 | (同上) | ○ | ○ | (同上) |
| | スプリアス発射 又は不要発射の 強度 | 低周波発振器、ス プリアス電力計 又はスペクトル 分析器 | (同上) | ○ | ○ | (同上) |
| | 占有周波数帯幅 | 疑似音声発生器 又は疑似信号発 生器バンドメー ター又はスペク トル分析器 | (同上) | ○ | ○ | (同上) |
| 周波数 | 周波数計又はス ペクトル分析器 | (同上) | ○ | ○ | (同上) | |
| | | | | | 備 設 | |
| | | | | | 備 設 | |

| | | | | | | |
|---|-----------------------|------------------------------|-----|---|---|-----|
| 装 | 総合周波数特性 | 低周波発振器電力計 | (略) | | | (略) |
| | 総合歪及び雑音 | 低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計 | (略) | | | (略) |
| 置 | 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコープ 又はスペクトル分析器 | (略) | | | (略) |
| | 隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | (略) | | | (略) |
| | 搬送波を送信していないときの電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | (略) | | | (略) |
| | 送信速度 | 低周波発振器 オシロスコープ | (略) | | | (略) |
| | 副次的に発する電波等の限度 | 電界強度測定器 又はスペクトル分析器 | (略) | ○ | ○ | (略) |
| 感 | 度 | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | (略) | | | (略) |

| | | | | | | |
|---|-----------------------|------------------------------|------|---|--|------|
| 装 | 総合周波数特性 | 低周波発振器電力計 | (同上) | | | (同上) |
| | 総合歪及び雑音 | 低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計 | (同上) | | | (同上) |
| 置 | 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコープ 又はスペクトル分析器 | (同上) | | | (同上) |
| | 隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | (同上) | | | (同上) |
| | 搬送波を送信していないときの電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | (同上) | | | (同上) |
| | 送信速度 | 低周波発振器 オシロスコープ | (同上) | | | (同上) |
| | 副次的に発する電波等の限度 | 電界強度測定器 又はスペクトル分析器 | (同上) | ○ | | (同上) |
| 感 | 度 | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | (同上) | | | (同上) |

| | | | | | | |
|--------|-----------------|--|-------------------------|-----|--|-----|
| 装 置 | 総合歪及び雑音 | 標準信号発生器 歪率雑音計 | (略) | | | (略) |
| | ダイエンフアシ ス特性 | 低周波発振器 直線検波器 | (略) | | | (略) |
| | 局部発振器の周 波数変動 | 周波数計 | (略) | | | (略) |
| | 相互変調特性 | 標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計 | (略) | | | (略) |
| | 感度抑圧効果 | 標準信号発生器 レベル計 | (略) | | | (略) |
| | 隣接チャネル選 択度 | 低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ | (略) | | | (略) |
| | ポンス | 標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計 | (略) | | | (略) |
| | 減衰量 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | (略) | | | (略) |
| | 受 | 通過帯域幅 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | (略) | | |

| | | | | | | |
|--------|-----------------|--|-------------------------|------|--|------|
| 装 置 | 総合歪及び雑音 | 標準信号発生器 歪率雑音計 | (同上) | | | (同上) |
| | ダイエンフアシ ス特性 | 低周波発振器 直線検波器 | (同上) | | | (同上) |
| | 局部発振器の周 波数変動 | 周波数計 | (同上) | | | (同上) |
| | 相互変調特性 | 標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計 | (同上) | | | (同上) |
| | 感度抑圧効果 | 標準信号発生器 レベル計 | (同上) | | | (同上) |
| | 隣接チャネル選 択度 | 低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ | (同上) | | | (同上) |
| | ポンス | 標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計 | (同上) | | | (同上) |
| | 減衰量 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | (同上) | | | (同上) |
| | 受 | 通過帯域幅 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | (同上) | | |

注 1 ～ 21 (略)

注 1 ～ 21 (略)

㍻・㍼ (略)

11・111 (略)

別表第二号

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

注1～11 (略)

注12 8の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 5,150MHz z を超え 5,350MHz z 以下の周波数又は 5,210MHz z 及び 5,290MHz z のいずれかの周波数並びに 5,530MHz z 及び 5,610MHz z のいずれかの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

(5) 5,250MHz z 以上 5,350MHz z 以下又は 5,470MHz z 以上 5,725MHz z 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局(他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。)又は子局(親局に制御される無線局をいう。)の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

㍻・㍼ (略)

11・111 (略)

別表第二号

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

注1～11 (略)

注12 8の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 5,180MHz z、5,190MHz z、5,200MHz z、5,220MHz z、5,230MHz z、5,240MHz z、5,260MHz z、5,270MHz z、5,280MHz z、5,300MHz z、5,310MHz z 又は 5,320MHz z の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

(5) 5,260MHz z、5,270MHz z、5,280MHz z、5,300MHz z、5,310MHz z、5,320MHz z、5,500MHz z、5,510MHz z、5,520MHz z、5,540MHz z、5,550MHz z、5,560MHz z、5,580MHz z、5,590MHz z、5,600MHz z、5,620MHz z、5,630MHz z、5,640MHz z、5,660MHz z、5,670MHz z、5,680MHz z 又は 5,700MHz z の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局(他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の

(6) (略)

第四～第六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに証明番号とする。

様式 (略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特 定 無 線 設 備 の 種 別 | 記 号 |
|---|-----------|
| (略) | |
| 第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の 2 に掲げる無線設備 | YW |
| <u>第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の 3 に掲げる無線設備</u> | <u>HS</u> |
| (略) | |

5 (略)

様式第 8 号～様式第 14 号 (略)

設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。)又は子局(親局に制御される無線局をいう。)の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を 3 デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

(6) (略)

第四～第六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに証明番号とする。

様式 (略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特 定 無 線 設 備 の 種 別 | 記 号 |
|----------------------------------|-----|
| (略) | |
| 第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の 2 に掲げる無線設備 | YW |
| | |
| (略) | |

5 (略)

様式第 8 号～様式第 14 号 (略)